

高知みらい科学館 教材貸出・提供取扱要領

令和元年9月3日制定

令和4年4月20日改正（令和4年4月1日適用）

1 趣旨

この要領は、学校の教育活動を支援するため、高知みらい科学館（以下「科学館」という。）において、教材の貸出及び提供（以下「教材の貸出等」という。）を行うことに關し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象者の範囲

教材の貸出等を利用できる者は、高知県内の小・中・義務教育・高等学校及び特別支援学校（以下「学校等」という。）とする。

3 教材の貸出等の手続き

教材の貸出等の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 教材の貸出等を希望する者は、教材貸出申請書（第2号様式）を科学館に提出するものとする。
- (2) 科学館は、前項の申込があったときは内容を審査し、貸出等を決定した場合はその旨通知し、教材貸出確認書（第3号様式）を発行する。
- (3) 高知市内の学校等が利用する場合は、受取及び返却の場所は科学館とし、受取及び返却に要する費用は、借用した者（以下、「借受人」という。）が負担するものとする。
- (4) 高知市外の学校等が利用する場合は、受取及び返却を配送により行うことができるものとし、その場合の送料は、貸出時は科学館が負担し、返却時は借受人が負担するものとする。

4 教材の貸出等の原則

- (1) 教材の貸出等は、科学館業務に支障がない場合に、無償で利用できるものとする。
- (2) 貸出期間は、原則として2週間以内とする（土日・祝日を含む）。
- (3) 教材の貸出等の申込は、希望日の2か月前から行うものとする。
- (4) 1回の利用で借用可能な教材は、3品目までとする。
- (5) 借用教材に使用する消耗品は、借受人が準備する。
- (6) 借用教材の維持管理に要する費用は、借受人が負担する。
- (7) 借用教材は、借受人の注意をもって管理・使用に努めなければならない。
- (8) 借用教材は、修繕・改造・その他教材の原状を変更してはならない。
- (9) 借受人の責に帰すべき事由により借用教材を紛失または毀損した場合は、借受人がその全責任を負うものとする。
- (10) 借受人は、借用教材を使用する権利を第三者に譲渡し、借用教材を転貸、または借用教材の使用目的を変更してはならない。
- (11) 借受人が借用条件に違反したときは、科学館の指示に従って、借用教材を速やかに返却しなければならない。